

広島県一般吹奏楽連盟への加盟に関する取扱規定

(この規定の目的)

第一条 この規定は、広島県一般吹奏楽連盟への加盟に関する事務的な取扱いについて、詳細を規定するものである。

(新規加盟の申請)

第二条 新規加盟を希望する団体は、新規加盟の申請にあたり、広島県一般吹奏楽連盟理事会で定める書類を広島県一般吹奏楽連盟事務局(以下「事務局」という。)に提出(郵送に限る。)しなければならない。

2 前項により事務局に提出された書類の返却は行わない。

(受付期間)

第三条 前条に定める書類の受付期間は、新規加盟を希望する前年度の2月1日から3月15日(当日消印有効)までとする。

2 新規加盟の受付は前項に定める期間以外行わない。よって年度中途に加盟することはできない。

(書類審査)

第四条 新規加盟の申請を受け付けたものについて、加盟を希望する前年度の3月に開催する理事会で審査し、加盟の可否を事務局より申請団体に通知するものとする。

(連盟費等の納入)

第五条 前条の規定により加盟が可能である旨の通知を受けた団体は、事務局の指定する期日までに、事務局の指定する方法で新規加盟金及び連盟費(以下「連盟費等」という。)を納入しなければならない。

2 指定した期日までに連盟費等を納入しない団体は、加盟を認めないことがある。

付則

(施行期日)

1 本規定は2006年4月8日より施行する。

(経過措置)

2 2006年度については、規定の周知期間を考慮し、新規加盟の受付期間を第三条の規定によらず加盟を希望する年度の4月末(当日消印有効)までとする。またこの場合、5月に開催する理事会で審査し、加盟の可否を事務局より申請団体に通知するものとする。